

令和4年8月8日

鹿児島市監査委員	内 山 薫
同	小 迫 義 仁
同	志 摩 れい子
同	大 森 忍

鹿児島市職員措置請求に係る監査の結果について（公表）

令和4年6月20日付けで地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された鹿児島市職員措置請求書に係る監査結果について、同条第5項の規定により下記のとおり公表します。

記

第1 請求人

1 (省略)

第2 請求の内容（請求書原文のまま掲載。ただし証拠説明書の添付は省略）

鹿児島市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

市街地まちづくり推進課は、平成31年3月、建設局長に、また、令和元年9月、前市長に、それぞれ現在建設中の「電車通りデッキ」を寄付受けで市の所有とする方針について報告・具申し、了承を得ました。これをもって、同課は、市が「電車通りデッキ」を寄付受けで所有する方針を決定したとして、以後、関連業務にあたっています。

- (1) 「電車通りデッキ」の西側は、民間商業施設（私有地・私有建物）であるライカ2階部分だけに接続されており、公共性乃至は公益性が担保されておらず、寄付受けは不当です。
- (2) 「電車通りデッキ」の維持管理費用は、ライカ側が負担することですが、将来、所有者となる市の負担に変更される可能性があり、寄付受けは不当です。
- (3) 再開発組合が、「電車通りデッキ」を市に寄付する目的は、所有者としての損害責任を

市に担わせることにあり、将来、市の財政を不必要に圧迫する可能性と必然性があるため、寄付受けは不当です。

(4) 「電車通りデッキ」に投入された一連の補助金支出の積算根拠や手続き等に、極めて強い疑念があり、これが払拭されない限り、寄付受けは不当です。

「電車通りデッキ」の寄付受けは、住民監査請求の要件である、市の財産管理において職員の行った不当な行為があったため、市に財政的な損害が生じることが予見できる行為であると判断し、令和4年9月完成予定の「電車通りデッキ」寄付受けの差し止めの措置を求める住民監査請求を提起します。

事実証明書

次のとおり、監査請求内容の詳細を述べ、付紙：証拠説明書、及び、別添：住第1号証～第16号証を付し、事実証明書とします。

監査請求内容の詳細

はじめに

「中央町19・20番街区市街地再開発事業（以後「再開発事業」とする。）」における、現在建設中の「電車通りデッキ」は、完成後、市に寄付されると聞き及んでいます。

また、この事業には多額の補助金が投入されていることも聞き及んでいます。

その「電車通りデッキ」は、照明装置やエレベーター、エスカレーターなどが付帯する鋼製の歩道橋です。

しかし、この「電車通りデッキ」は、東側は県道24号線の公道上に接続されていますが、西側は民間商業施設であるライカ2階部分だけに接続されており、ライカの所有者・施設管理者の都合によって閉鎖される可能性があるなど、不特定多数の歩行者が常時24時間利用することができる公共性乃至は公益性が目に見える形で確認できません。

そこで、この「電車通りデッキ」は、市が寄付受けする価値がある公共性乃至は公益性を有するものなのか、また、その建設に至る経緯において、補助金支出の手続き上の流れに不審はないのか、できる範囲で事実を調査してみました。

その結果、市がこのまま寄付受けをしてしまうと、公共性乃至は公益性が保証できないばかりか、多額の補助金を投入したにもかかわらず、将来にわたりさらに市が「電車通りデッキ」のために支出を重ねることになりかねないものであることがわかりました。

これは、住民監査請求の要件である「財産管理、公金の支出、契約の締結などの市の財務会計上において、市の執行機関又は職員の行った違法又は不当な行為や怠る事実があったため、市に財政的な損害が生じていると認められる」ことに該当する事業ではないかとの疑念を抱くに至り、住民として監査を請求する必要性を感じました。

1 全体の補助金について

この「電車通りデッキ」を含む「再開発事業」全体には、総事業費250億円（住第1号証 市ホームページ「中央町19・20番街区市街地再開発事業概要」）のうち、国から33億850万円、県から15億円、市から18億850万円の補助金（住第2号証 「お問い合わせに対する回答：2022/04/11 月 16:12 添付ファイル〇R4.3.28 お問い合わせに対する回答」）が支出されています。合計66億1700万円、その割合は実に約26.5%が公的補助金で賄われ建設されました。

1人当たりの負担額を計算すると、

- ・国から 33億850万円÷国民1億2千万人=28円/人
- ・県から 15億円÷県民160万人=938円/人
- ・市から 18億850万円÷市民60万人=3,014円/人

合計 3,982円で、鹿児島市民1人当たり約4千円という金額が、この民間商業施設・個人集合住宅に過ぎない「再開発事業」に投入されました。

このことは、以下に述べる「電車通りデッキ」寄付受けによる市の所有が不当であることを説明する上で、考え方の立ち位置の土台となる前提です。

監査委員会の皆様におかれましては、私が「再開発事業」に関して、鹿児島市民の一人として本事業に関連する事柄に关心と疑問を持つ基礎となったこと、そして事実を調査してみた結果さらに強い疑念を抱いたことについて、ご理解していただければ幸いです。

2 市の「電車通りデッキ」寄付受けが法の理念に反する疑いについて

(1) 寄付受け決定するに至った時期と経緯

市が「電車通りデッキ」を寄付受けで所有する方針を決定したのは、令和元年度です。

まず、市街地まちづくり推進課が、「中央町19・20番街区市街地再開発組合（以後「再開発組合」とする。）」と [REDACTED] 株式会社から相談を受けたとして、平成31年3月25日、建設局長に、現在建設中の「電車通りデッキ」を寄付受けで所有する方針について、報告・具申（住第3号証 「中央町 19・20 番街区市街地再開発事業における県道上デッキの所有と管理について（報告）」：平成31年3月25日 市街地まちづくり推進課 局長ヒア資料）し、了承を得ました。

これをもって、市街地まちづくり推進課は、市としては「電車通りデッキ」を寄付受けで所有する方針を固めたとして、国内各市の類似事例を調査し、併せて、「再開発組合」から鹿児島市長宛て請願文（住第4号証 「電車通り上のペデストリアンデッキの所有について（お願ひ）」：中19・20番再組第53号 令和元年7月30日）を提出させました。

市街地まちづくり推進課は、この請願文をもって、令和元年9月5日、当時の鹿児島市長に、同方針について、報告・具申し（住第5-1号証 「中央町 19・20 番街区市街地再開発事業における電車通りデッキの所有について」： 令和元年9月5日 市街地まちづくり推進課 市長ヒア資料。住第5-2号証 「○現在の所有・管理区分」）、了承を得ました。

これをもって、市街地まちづくり推進課は、市は「電車通りデッキ」を寄付受けで所有する方針を決定したとして、以後の関連業務にあたっています。

また、寄付受けに関する同課の面談記録を公文書開示請求したところ、不存在という理由で不開示となり、代わりに職員の記憶による1回分の面談メモだけが情報提供という形で提供されました。（住第6号証 （面談メモ））

後に述べますが、数億円の建設費を要する「電車通りデッキ」の寄付受けについての調整が、この程度の面談ができる訳がありません。

少なくとも、再開発組合は度重なる陳情を様々なチャンネルで行い、有力者の口添えを得るなど、行政当局がその決定に至るようになんらかの不当な働きかけを行った事実が隠蔽されているとしか思えない不自然さです。

(2) 補助金支出決定の時期と経緯

「電車通りデッキ」整備に対する補助金3億850万円の予算案は、令和2年度分が令和2年3月に、令和3年度分が令和3年3月に市議会定例会に上程され議決（住第7号証「4月11日、12日、18日にいただいたい中央町19・20番街区市街地再開発事業に関するお問い合わせについて：2022/04/27 水 17:57 添付ファイル[件名]「中央町19・20番街区市街地再開発事業」における、「駅前広場デッキ」と「電車通りデッキ」について」）されました。

しかしながら、公文書開示請求で「中央町19・20番街区市街地再開発事業」において、「電車通りデッキ」に対して拠出される補助金3億850万円の積算根拠とした、再開発組合から取得した図面や設計書など資料一切。」（住第8号証「公文書開示請求書」：令和4年5月6日）として開示された文書は、市街地再開発事業補助金交付申請書2部（住第9号証「再開発事業補助金交付申請書」：中19・20番再組第72号 令和3年7月26日。住第10号証-1「再開発事業補助金交付申請書」：中19・20番再組第73号 令和3年11月12日）で、申請年月日は令和3年7月26日と11月12日で、金額は記載されてはいるものの、予算が可決された後の、単なる申請手続きの書類でした。

市議会に上程した補助金の予算案の積算根拠を開示しない理由があるとは思えません。

どうやって、電車通りデッキ整備に対する補助金の予算案が、補助金交付申請前に、令和2年度分を令和2年3月に、令和3年度分を令和3年3月に市議会定例会に上程できたのか、不思議なところですが、私に補助金の積算根拠だけを示すのであれば、「再開発事業補助金交付申請書」で事足りると考えたのでしょう。

それはともかく、これが、「再開発組合」による「電車通りデッキ」の建設そのものの計画だけが先にあって、その計画によって補助金の額が算定され拠出が決められることなら理解できますが、寄付受けという市が取得する前提のものであれば、次のような疑念が生じます。

(3) 談合防止法や独占禁止法の理念に反する疑い

市の行政当局が、建設局長、及び、前市長の了承をもって、まず寄付受けによる「電車通りデッキ」の取得・所有の方針を決定し、その後に補助金予算を上程するという段取りは、市の財産・公共施設として所有する施設であるにもかかわらず、競争入札など、建設費用が適正であるのか、公正なチェックを経ないことを意味します。

これは、市の所有となることを知っていた、すなわち、「悪意」があつての諸手続きの

流れです。

談合防止法や独占禁止法の理念に照らすと、これは、市役所職員と「再開発組合」との癒着、両者が共謀の上、補助金予算を上程・議決させた市議会への信義に反する裏切り行為であると思われても仕方がないものです。

また、「工事請負契約書」（住第10号証－2「工事請負契約書」：2021年8月16日）にあるとおり、建設契約はあくまでも民間同士の契約の体を為しているので、建設業者から「再開発組合」役員個人へのキックバックすら疑われてもおかしくない補助金を含む金の流れです。

これらの事実は、一連の補助金支出の積算根拠や手続き等に、極めて強い疑惑があり、これが払拭されない限り、「電車通りデッキ」寄付受けによる所有が不当であることを主張する第1の理由です。

3 「電車通りデッキ」の構造上の問題点について

「電車通りデッキ」は、照明装置やエレベーター、エスカレーターなどが付帯する鋼製の歩道橋です。

しかし、この「電車通りデッキ」は、東側は県道24号線の公道上に接続されていますが、西側は民間商業施設であるライカ2階部分だけに接続されており、西側の公道上に接続されません。

このため、ライカの施設管理者の都合によって閉鎖される可能性があり、不特定多数の歩行者が常時利用することができる公共性乃至は公益性が、構造上、目に見える形で確認できません。

市街地まちづくり推進課の担当者は、ライカ2階部分の通路は、平成29年に都市計画道路として都市計画決定（住第11号証「第63回鹿児島市都市計画審議会議事概要」：平成29年8月9日）しており、その24時間通行は確保していると言います。

しかしながら、あくまでも民間企業の私有地上にある私有建物内であり、自治体による都市計画決定と不動産の所有権に基づく施設管理権のどちらが優越するのか、市街地まちづくり推進課の担当者は説明できませんでした。

また、当該通路を将来にわたって24時間開放することを確約・保証する違約条項付きの協定書など書面による約束もありません。

たとえ、完成後、協定書が締結されたとしても、「旧一番街一丁目通路」の通行に関する協定書及び「駅前広場デッキ」からのアミュプラザ鹿児島プレミアム館内の通行に関する協定書（住第12-1号証「鹿児島中央タワー内の都市計画道路等に関する管理協定書」：令和3年4月22日・住第12-2号証「中央町19・20番街区市街地再開発事業に伴う駅前広場デッキとアミュプラザ鹿児島プレミアム館内通路の管理運営に関する協定書」：2020年10月2日）を例とすることとなり、違約条項が追加されることとは、相手のあるこ

とでもあり保証できませんし、違約条項があっても強制力は期待できません。

これは、「電車通りデッキ」寄付受けによる所有が不当であることを主張する第2の理由です。

なお、「駅前広場デッキ」はその両端が公道（鹿児島中央駅広場横2号線）と、鉄道営業法によってその公共性が担保されているJR九州の鉄道用地である駅前広場に接続されているので、公共性乃至は公益性が確認できることから、寄付受けによる市の所有が不当であったという主張はしません。

また、山形屋前の電車通りを跨ぐアーケードのようなものなら、公共性乃至は公益性を有しており、市の所有とすることにまったく異論はありません。

4 「電車通りデッキ」整備に対する補助金について

全体の補助金のうち、補助対象を「電車通りデッキ」の建設に指定し、国と市からそれぞれ、3億850万円ずつ交付されており、合計6億1700万円です。（住第2号証）

その金額の積算根拠は、再開発組合が作成した図面や設計書などによって補助対象金額を積算し、補助金の額が決められたとのことでした。

（1）市街地まちづくり推進課による積算根拠の隠蔽

その補助金は、市議会に上程され議決されている訳ですから、その積算根拠は審議資料として市議会に事前に報告されているはずですし、当然、鹿児島市民に対しても公開されて然るべきものです。

しかしながら、市の主管課である市街地まちづくり推進課は、その元となる補助対象の見積額や補助率、建設契約額を頑なに教えてくれませんでした。

この経緯としては、3月27日「市からの補助金18億850万円という金額の積算根拠を教えてください。その中に使途の指定があるのならその積算根拠も含めて教えてください。」とのサンサンコールを介したメールでの質問に、積算根拠についての質問を無視して、4月11日、補助対象と補助金交付元別の金額だけを回答してきました。（住第2号証）

そこで同4月11日「「電車通りデッキ」の建設費は、如何程だったのか教えてください。」との質問に、4月27日「組合に関するご質問と考えておりますので、組合にお尋ねください。」との回答がありました。（住第13-1号証 「4月11日、12日、18日にいただいた中央町19・20番街区市街地再開発事業に関するお問い合わせについて」 :2022/04/27 水 17:57 添付ファイル[件名] 「中央町19・20番街区市街地再開発事業」における、「駅前広場デッキ」と「電車通りデッキ」について）

それに対して、4月30日、（補助金予算を市議会に上程している以上）「市役所は組合が作成した図面や設計書などを取得しており、建設費は知っている筈です。」と、調査をしてでも回答するように更問しましたが、5月13日「補助対象外である地下埋設物や信

号機の移設工事などの図面及び設計書について、市は取得していませんので、電車通りデッキ全体の工事費の詳細は把握していません。」と全体の工事費に話をするなりかえ、訊いてもいないことを回答してきました。（住第13-2号証 「4月30日、5月1日、2日、3日、4日にいただいた中央町19・20番街区市街地再開発事業に関するお問い合わせについて」：2022/05/13 金 19:01 添付ファイル[件名]「中央町19・20番街区市街地再開発事業」に付帯する、「電車通りデッキ」の処分に関する4月11日に発した質問に対する、4月27日の回答について）

5月15日、補助金の算定根拠となる建設費が知りたいことを重ねて問い合わせましたが、5月30日「5月26日に公文書開示したとおりです。」との回答でした。（住第13-3号証 「5月15日にいただいた中央町19・20番街区市街地再開発事業に関するお問い合わせについて」：2022/05/30 月 16:38 添付ファイル[件名]「中央町19・20番街区市街地再開発事業」に付帯する、「電車通りデッキ」に関する4月11日、5月2日に発した質問に対する回答について）

私は、一連のサンサンコールを介したメールのやり取りと並行して電話でも、補助金を算定し議会に上程する元の数字である建設費乃至は見積額が知りたいことを伝えましたが、市街地まちづくり推進課はこのような対応に終始しました。

そこで、致し方なく、5月6日、別件に併せて公文書開示請求をしていましたので、それによって5月26日、関連文書を取得して読み解いたところ、その見積額は、9億2550万円（住第9号証・住第10号証-1 「市街地再開発事業等補助金交付申請書」2件）で、見積額に対する補助金の申請額は6億1700万円ピッタリで、比率は補助率上限の66.6%でした。

公文書開示で判明することは、最初から素直に回答すべきです。

それでも、議会に上程・議決された時期（令和2年3月・令和3年3月）よりも、「市街地再開発事業等補助金交付申請書」の発簡日（令和3年7月・令和3年11月）が後であるにもかかわらず、議決された補助金の積算根拠とは、依然として時期的な関連性に矛盾を抱えたままです。

市議会に上程した補助金の予算案の積算根拠を開示しない理由があるとは思えません。

これは、明らかに鹿児島市民に対する情報の隠蔽です。

（2）補助金が補助率の制限を超えて交付される疑い

令和3年11月12日付け「市街地再開発事業等補助金交付申請書」に添付されていた「工事請負契約書」（住第10号証-2 「工事請負契約書」）によると、実際の契約額は、7億1115万円でした。

「市街地再開発事業等補助金交付規則」で補助率は、事業費の2/3以下と定められています。

実際の契約額は、7億1115万円であり、その2/3は4億7410万円です。

そして、実際の補助金6億1700万円のうち、既に4月19日、4億2800万円が、「再開発組合」の当座預金口座ではなく、普通預金口座に振り込まれ送金され、「再開発組合」の手に渡っています。(住第14号証 「5月30日にいただいた中央町19・20番街区市街地再開発事業に関するお問い合わせについて」:2022/06/10 金 13:13 添付ファイル[件名] 「○R4.5.30 お問い合わせに対する回答〔件名〕補助金の交付時期について」)

また、再開発組合は、「工事請負契約書」を、2021年8月に締結したにもかかわらず、それでもその後、11月に総額6億1700万円となる残りの1億8900万円の補助金交付申請をしています。

残りの1億8900万円は、まだ送金されていませんが、「再開発ビルの設計や新築工事などに対する補助」が、平成28年4月21日から令和3年4月14日までの間、7回に分けて、成立した予算どおり「市街地再開発事業等補助金交付申請書」が提出され、60億円交付されたことと、市街地まちづくり推進課が、その元となる補助対象の見積額や補助率、建設契約額を頑なに教えてくれなかつたことを併せて鑑みれば、必ず送金されるものと予測できます。

補助金として交付される6億1700万円と、既に判明している実際の契約額の7億1115万円の2/3である4億7410万円との差額、1億4290万円はどこへ消えるのでしょうか？

市は、契約額が明記された「工事請負契約書」入手しておきながら、なぜ定められた補助率を超えた額を申請されて支出・送金しなければならないのでしょうか？

これは、「公金の支出」において、「職員」の「怠る事実があったため」、生起することではないでしょうか。

請負代金の支払期日は2022年10月31日とされていますが、補助金が令和4年4月19日、「再開発組合」の普通口座に振り込まれた以上、小さな話ではありますが、それまでの間の利息はその補助金が原資となって「再開発組合」の不当な利益となるのではないかでしょうか。あるいは、振り込まれた日と支払期日の期間を利用して再開発組合によって短期利殖の原資にされているかもしれません。

市街地まちづくり推進課は、建設費の情報を再開発組合の不当な利益のために隠蔽したことではないでしょうか。

もしくは、寄付受けによってどうせ市の所有となるものだから補助率を厳格に守る必要はない、安易な考えに基づくものだったのでしようか。

総事業費250億円の1割にも満たない「電車通りデッキ」をめぐる金でさえこのありますから、「再開発ビルの設計や新築工事などに対する補助」を含む事業全体ではどのような不透明な金の動きとなっているのか疑問は深まるばかりです。

これらは、「電車通りデッキ」寄付受けによる所有が不当であることを主張する第3の

理由です。

5 将来の維持管理費用についての問題

(1) 市の負担は本当に無いのか

照明装置やエレベーター、エスカレーターなどが付帯するからには、そこに電気代や保安検査費用が発生します。

また、鋼製であることから、将来、一定期間ごとに錆止め塗装等の費用も発生します。

それらの維持管理費用は、本来、所有者が負担するべきものです。

そこで、市街地まちづくり推進課の担当者に聞くと、電気代や保安検査費用は、寄付するライカ側が負担するとの言でしたが、それは現状、口約束のレベルにしか過ぎず、費用負担の協定書など書面による約束ではありません。

また、この約束は、「再開発組合」から鹿児島市長宛て請願文（住第4号証）にあるところ、あたかも [REDACTED] 株式会社社長と連名の形を為していますが、[REDACTED] 株式会社社長は、あくまでも「再開発組合」の一員としての肩書きです。

このことから、仮に協定書を交わしたとしても、「再開発組合」から管理を引き継ぐライカ側（[REDACTED]）が経営不振などなんらかの理由をでっち上げて一方的に支払いを止め、約束を反故にしたら、違約条項付き協定書であったとしても、電力会社等が考慮するところではなく、結果的にあくまでも所有者である市の負担として押しつけられてもおかしくありません。

実際に、「再開発組合」から寄付受けして市の所有となった「駅前広場デッキ」の維持管理費用に関して交わされた協定書（住第15号証 「駅前広場デッキの維持管理に関する協定書」：令和2年10月2日）には、違約条項がありませんし、協定を反故にされたとして、市には負担を免れる対抗手段があるとは思えません。

また、「市長ヒア資料」（住第5-1号証）には、この「電車通りデッキ」と同様に、他県で民間が建設し、その自治体の所有となっているデッキの93%は、その自治体が維持管理費を負担させられていることが記載されています。

ところが、これをスルーして市の所有とすることが前市長に了承されています。

将来、「再開発組合」から管理を引き継いだライカ側がこの例を持ち出して、本来のそもそも論で協定自体を無効とする法的手続きを採らないとも限りません。

おそらく、その時期は、「再開発組合」による市街地再開発事業等補助金交付規則第12条に基づく実績報告の後、ライカ側（[REDACTED]）が管理を引き継いで決算・監査を経た頃になるかと思われます。

その場合、受益者が主に鹿児島市民である一般の歩行者であることに鑑み、公共施設として、あくまでも「電車通りデッキ」の所有者である市には維持管理費の支払い責任を免れる対抗手段があるとは思えません。

これらは、「電車通りデッキ」寄付受けによる所有が不当であることを主張する第4の理由です。

(2) 不自然で外れな寄付受け前提の検討が行われたこと

「〇ペデストリアンデッキ 維持・管理費シミュレーション」(住第16号証)によると、「現在の市の負担額(駅前広場デッキを市単独で管理)」と「組合案による市負担額」を比較しています。

これは、そもそも市がデッキを所有した場合のシミュレーションであり、寄付受けするかしないか、すなわち、市の所有とするかしないかの是非を検討するためのものとはなりません。

この資料は、公文書開示の際、「局長ヒア資料」(住第3号証)の後、「市長ヒア資料」(住第5-1号証)の前に挿入されていたことから、はじめから寄付受け、すなわち、市の所有とする前提での検討がなされたことを示しています。

市の所有とするかしないかを検討するならば、「市の所有としない場合の負担額」と「組合案による市負担額」を比較しなければ意味はないからです。

のことからも、寄付受けありきで業務を進めてきた、市役所職員と「再開発組合」との癒着が疑われます。

これは、「電車通りデッキ」寄付受けによる所有が不当であることを主張する第4の理由に加え、第1の理由も補足する理由です。

6 汚いもくろみ

「再開発組合」の理事の一人が、「電車通りデッキ」を市に寄付する理由は、市の所有物とすることによって、所有者としての将来の損害責任を回避することだと届託も、てらいもなく教えてくれました。

これも、公文書開示請求によって取得した文書によると、厚顔無恥にもそのままの理由で堂々と再開発組合から申し出ており、何の問題意識もなく市は受け入れていました。

これは、2項(1)で述べた、「再開発組合」からの鹿児島市長宛て請願文「電車通り上のペデストリアンデッキの所有について(お願い)」(住第4号証)の中に「災害時の対応」と表現されており、「局長ヒア資料」(住第3号証)及び「市長ヒア資料」(住第5-1号証)でも市がその理由を認識していたことは明らかです。

点検整備で工具等を落下させ、または地震等の災害で橋桁や部材が道路上に落下する等、通行人や通行車両に被害や損害を与えた場合、所有者の責任は免れません。

そのような責任は、本来、製造者や所有者が、然るべき損害保険に加入するなりして備えるべき、当然の社会的責任であり、善良な管理責任を果たしていることが大前提です。

「電車通りデッキ」が市の所有になることによって、事故の発生が防げる、その可能性が低減するなどとはどう考へても結びつきません。

そもそも、「将来にわたる市民の安全性の確保に不安がある」と、自ら表明するようなものならば、最初から計画し、建設しなければいいことです。

「将来にわたる市民の安全性の確保に不安がある」と、令和元年7月30日の時点で申し出るのなら、それにもかかわらず、計画を進めること自体が間違っています。

市の所有とてしまうと、通行人や通行車両に被害や損害を与えた場合、国家賠償法に基づいて補償されるでしょうが、その手続きは、一般的に損害保険会社の手続きと比べて著しく遅く、必ずしも被害者のためになるとは言えません。

しかし、作ってしまったからには、事業主体である「再開発組合」が最後まで責任を負い、株式会社の子会社、管理会社である [REDACTED] に継承するべきです。

このような意図は、民間企業の責任逃れ、民間企業から市への責任のなすりつけ、すなわち、責任転嫁であり、将来、市の財政を不必要に圧迫し、鹿児島市民の負担となることをかえりみない、信義に反し道義上許されない、決して見過ごしてはならない汚い目論見です。

汚いついでに例えで申し上げるならば、これは、補助金という他人の権を締めて相撲を取るのかと思いきや、その権に損害責任という〇〇を洩らして溢れさせ撒き散らすようなものの考え方です。

不適切で不謹慎な表現であることは、充分承知の上で付け加えましたが、私の抱く憤りの深さ、住民監査請求を提起する動機の強さを示す表現として、このような表現しか思い浮かびませんでした。

これは、「電車通りデッキ」寄付受けによって市の所有とすることが不当であることを主張する第5の理由であるとともに、心情的には最大の理由です。

おわりに

この「電車通りデッキ」は、市が寄付受けして市の財産とするに足る公共性乃至は公益性を有するのか、また、その建設に至る経緯に不正は無いのかを、一個人、一住民として、できる範囲で事実を調べてみたところ、上記のとおりの事実が判明しました。

「電車通りデッキ」を含む「再開発事業」全体にかかる、一連の補助金支出の手続き等の流れが、住民監査請求の要件である「財産管理、公金の支出、契約の締結などの市の財務会計上において、市の執行機関又は職員の行った違法又は不当な行為や怠る事実があったため、市に財政的な損害が生じていると認められる」ことのうち、「公金の支出、契約の締結など」について、「違法」な行為を含むと言えるのかどうかについては、市街地まちづくり推進課の隠蔽体質もあり、極めて強い疑惑を持つに至るもの、その調査や判断は私一人の知識や能力、そして個人としての権限によるところを超えるものであって、鹿児島市監査基準第15条4項に基づき、権限を有する然るべき立場と意志ある方々による調査・監査の手が及ぶことを期待し委ねるべき次元のものだと判断しました。

しかしながら、判明したその他の事実によって、市がこのまま「電車通りデッキ」を寄付受けしてしまうと、住民監査請求の要件のうち、「電車通りデッキ」の寄付受けは、「財産管理」上の「不当な行為」であり、将来、所有者の義務としての賠償責任や維持管理費用となって「市に財政的な損害が生じ」る可能性と必然性を予見し指摘することができます。

私が収集した証拠によって、「市に財政的な損害が生じ」ることを防ぐために監査を提起して、その結果に期待が持てるものとしては、かろうじて、予定されている「電車通りデッキ」の寄付受けという職員の行為を止めさせることにとどまるものと判断しました。

よって、「電車通りデッキ」寄付受けの差し止めの措置を求める住民監査請求を提起します。

第3 請求の受理

本件請求は、令和4年6月20日に提起され、受付を行った。その後、本件請求は地方自治法第242条に定める要件を具備していると認め、令和4年6月29日に提出日に遡り受理することを決定した。

なお、電車通りデッキの寄附については、現時点では中央町19・20番街区市街地再開発組合（以下「再開発組合」という。）からの寄附申出はなされてはいないが、職員措置請求書及び事実証明書から、市の所有とする方針を令和元年度に意思決定していることが確認でき、市が寄附を受けることについては、地方自治法第242条第1項にある「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」にあたるものと判断した。

第4 監査の実施

1 監査の期間

令和4年6月29日から同年8月8日まで

2 監査対象事項

令和4年9月完成予定の「電車通りデッキ」について、事業施行者である再開発組合から、デッキ完成後に寄附を受ける行為は、地方自治法第242条第1項に規定されている違法又は不当な財産の取得に該当するのかについてを監査対象とした。

なお、請求人が求めている措置は寄附受けの差し止めであり、地方自治法第242条第1項に規定されている違法又は不当な財産の取得に該当するかについて、監査をすれば足りるともいえるが、請求人は「電車通りデッキ」に投入された一連の補助金支出の積算根拠や手続等に極めて強い疑念を持っていることから、電車通りデッキ整備に係る補助金について、同項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するのかについても監査対象とした。

3 監査の対象部署

4 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第242条第7項の規定により、令和4年7月15日に請求人に陳述の機会を与え、証拠の追加提出があった。また、陳述の際、請求人が本件請求の要旨を補足した内容は次のとおりである。（原文のまま掲載。ただし証拠説明書の添付は省略）

監査請求内容の詳細（補足1）

住第05号証－1「市長ヒア資料」の内容について

住第05号証－1 「中央町19・20番街区市街地再開発事業における電車通りデッキの所有について」：平成元年9月5日 市街地まちづくり推進課 市長ヒア資料（「市長ヒア資料」とします。）の内容について、確認すべき事項が2件あると考え、市街地まちづくり推進課に確認したところを申し述べます。

1 「(2) 国の見解」について

「1. デッキ所有を検討する際の背景」表中項目「(2) 国の見解」として記載されている、「国は、これらの公共性の高いデッキは、歩行者の安全性や利便性向上に資するもので、市や区などまちづくりの主体を担う基礎自治体の所有が望ましいとの見解を示している。」ことの根拠を確認するため、「その根拠とした国の通達類等の文書及びその表記のある当該箇所を教えてください。」と質問したところ、「ご質問の通達類等は把握しておりません。なお、国は市との協議の中で見解を示しましたが、通達類等は示しておりません。」との回答でした。

このことから、この「(2) 国の見解」は、一担当者の私見に過ぎず、市長に説明する内容としては、論拠に欠けるものです。

2 「市の見解等」の一項について

「2. 方針案」表中「市の見解等」で「・市が所有することは、市民に安心感を与えると考えていますが、その根拠を確認するため、「それは何故か、再開発組合及び承継団体が、当然ながら、善良なる管理者の注意をもって所有することに、具体的な違いもしくは劣るところがあるとする具体的理由を教えてください。」と質問したところ、「市は、橋梁や歩道橋など多くの公共施設を管理しており、災害時の対応や長寿命化対策などのノウハウを有していることから、市民の安心感につながると考えております。」との回答でした。

このことから、この市民の安心感に関する市の見解は、局内の道路維持課や危機管理局に諮ることなく、何ら具体的な事例に触れない抽象的な説明にとどまっており、市長に説明する内容

としては、論拠に欠けるものです。

よく、「安心安全」という言葉を耳にしますが、そもそも、「安全感」とは単なる抽象的な感情に過ぎず、市役所職員は公務員として、具体的な「安全性」を第一に論じ追求すべきが当然の姿勢ですが、それが決定的に欠落しています。

この「市長ヒア資料」は、「電車通りデッキ」の所有について、強点と弱点を比較・検討して、市の所有とするか否かを当時の市長に説明しようとしていますが、具体的な弱点である「(3)他都市の状況」の、「②デッキの所有と管理の内訳」の、「市・区が全て管理 50 (93%)」を打ち消す具体的な反証がなされていません：

それを、「今回の再開発組合の提案は、清掃に加え、エスカレーター等の保守点検も民間で実施」、「管理は官民連携し、再開発ビル管理組合は2つのデッキの日常維持管理業務を行う」と書かれていますが、その根拠は、再開発組合からの「提案」のレベルであり、何ら具体的な確約を得たものではありません。

その「提案」も、住第4号証「電車通り上のペデストリアンデッキの所有について（お願い）」（中19・20番再組第53号 令和元年7月30日）では、「～と考えております。」というどうでも取れる表現にとどまっています。

以上、「市長ヒア資料」は、既に当時の市長以下、市街地まちづくり推進課職員と、再開発組合の間で、ズブズブの馴れ合いの上に、寄付受けによる市所有の方針が、出来レースとして定まっていたことを窺わせるものであると言えます。

このことから、事実証明書 監査請求内容の詳細 第5項「将来の維持管理費用についての問題」を補足する証拠として申し上げます。

監査請求内容の詳細（補足2）

事実証明書 監査請求内容の詳細 第4項「「電車通りデッキ」整備に対する補助金について」の補足について

「中央町 19・20 番街区市街地再開発事業」における、現在建設中の「電車通りデッキ」が、完成後、市に寄付され、市所有の施設となることを差し止める住民監査請求を令和4年6月20日に提出、同29日受理されました。

同じ頃、寄付受けの不当性の主張を補強するため、追加で公文書開示請求をし、取得した文書によると、事実証明書 監査請求内容の詳細 第4項「「電車通りデッキ」整備に対する補助金について」で指摘した事項に加え、更に疑惑を抱く証拠書類を発見しましたので申し述べます。

1 「電車通りデッキ」の補助金について

「電車通りデッキ」の補助金は、「電車通りデッキ整備に対する補助」として、補助対象を「電車通りデッキ」の建設に指定し、国と市からそれぞれ、3億850万円ずつ交付されており、合計6億1700万円です。

この補助金の予算案は、「鹿児島市市街地再開発事業等補助金交付規則」に基づき算出され、令和2年度分が令和2年3月に、令和3年度分が令和3年3月に市議会定例会に上程され議決されました。

2 新たに判明した事実

これまで、主管課である市街地まちづくり推進課は、補助金6億1700万円算出の元となる補助対象の見積額や補助率、建設契約額を頑なに教えてくれませんでしたが、公文書開示請求し（住第18号証 「公文書開示請求書」：令和4年6月9日）、6月23日開示決定され（住第19号-1 「公文書開示決定通知書」：まち推77-2号 令和4年6月23日、住第19号証-2 「公文書一部開示決定通知書」：まち推77-3号 令和4年6月23日）、取得した文書を読み込んだところ、次のような事実が判明しました。

（1）○組合への補助方針（案）（平成元年9月24日）

デッキ総工事費：14億3000万円

補助対象経費：6億5850万円

補助金：4億3900万円

これに、道路拡幅工事・プレミアム館改修工事への補助金を含めて6億1700万円とされていました。

また、令和2年度4億2800万円、令和3年度1億8900万円予算計上すると計画していました。

再開発組合が示した電車通りデッキ工事費14億3000万円のうち、補助対象経費をどうやって6億5850万円と算出できたのか、疑問が生じます。

また、補助可能額が11億3100万円あるにもかかわらず、6億1700万円としたのか、疑問が生じます。

さらに、6億1700万円とされた補助金が、以後、4億2800万円と1億8900万円に分けられ、それらの算定根拠を異にしているにもかかわらず、同じ金額が複数の証拠書類に出てくることに違和感があり、不自然を感じさせます。

（住第20号証 「○組合への補助方針（案）」：平成元年9月24日）

（2）令和2年度当初歳出予算要求書（令和2年1月24日）

電車通りデッキ補助金：2億5000万円

これに、市道拡幅工事・プレミアム館改修工事への補助金を含め4億2800万円とされていました。

(住第21号証 「令和2年度当初歳出予算要求書」：令和2年1月24日)

(3) 令和3年度繰越明許歳出予算要求書（令和3年4月20日）

電車通りデッキ整備支援事業補助金：4億2800万円

前項、令和2年度当初歳出予算要求で市道拡幅工事・プレミアム館改修工事への補助金を含めて4億2800万円とされていた補助金が、電車通りデッキの名目のみでの繰越とされています。

補助金の使途が、勝手に変更され繰越とされており、こんなことが可能なのか、財務管理上、関連規則等に抵触しないのか、すなわち、違法性があるのではないかと疑念が生じます。

(住第22号証 「令和3年度繰越明許歳出予算要求書」：令和3年4月20日)

(4) ○デッキ工事費一覧（202009令和2年9月）

金額：16億0250万円

組合予算：14億1350万円

不足額：1億8900万円

当初、再開発組合が示した電車通りデッキ工事費14億3000万円がいきなり、1億7250万円も上昇し、16億0250万円になっています。

また、再開発組合の予算は14億1350万円に減額されています。

この2点でさえ不可解である上、その差額が1億8900万円となっている点に違和感を覚えます。

(住第23号証 「○デッキ工事費一覧」：202009)

(5) 令和3年度当初歳出予算要求書（令和3年2月5日）

電車通りデッキ整備支援事業補助金：4億2800万円

電車通りデッキ整備支援事業補助金：1億8900万円

先の再開発組合からの工事費不足の訴えを理由に、1億8900万円を予算要求していますが、これは既に、○組合への補助方針（案）で計画された予算計上の金額と合致します。

ただ、工事費不足の訴えがあったとしても、市街地再開発事業等補助金交付規則で補助率は、事業費の2/3以下と定められている以上、不足分全額を補助するのは規則に抵触する、すなわち、違法性があるのではないかと疑念が生じます。

ここでも、算定根拠を異にしているにもかかわらず、同じ金額となっています。

(住第24号証 「令和3年度当初歳出予算要求書」：令和3年2月5日)

(6) 令和4年度繰越明許歳出予算要求書（令和4年1月4日）

電車通りデッキ整備支援事業補助金：1億8900万円

(住第25号証 「令和4年度繰越明許歳出予算要求書」：令和4年1月4日）

3 すでに判明している事実

公文書開示請求し、5月25日開示決定され取得した、市街地再開発事業等補助金交付

申請書が、中央町 19・20 番街区市街地再開発組合から、令和 3 年に 2 件提出されています。

(1) 市街地再開発事業等補助金交付申請書（令和 3 年 7 月 26 日）

補助対象事業費：6 億 4200 万円

交付申請額：4 億 2800 万円

工事費積算内訳書（令和 3 年 7 月 1 日）：7 億 1140.3 万円（うち消費税 6467.3 万円）

ここでも、算定根拠を異にしているにもかかわらず、○組合への補助方針（案）で計画された予算計上の金額と同じ金額となっています。

（住第 9 号証）

(2) 市街地再開発事業等補助金交付申請書（令和 3 年 11 月 12 日）

補助対象事業費：2 億 8350 万円

交付申請額：1 億 8900 万円

工事請負契約書（令和 3 年 8 月 16 日）：7 億 1115 万円（うち消費税 6465 万円）

ここでも、算定根拠を異にしているにもかかわらず、○組合への補助方針（案）で計画された予算計上の金額と同じ金額となっています。

（住第 10 号証 - 1 ）

平成元年 9 月 24 日、○組合への補助方針（案）にある 6 億 1700 万円とされた補助金が、以後、4 億 2800 万円と 1 億 8900 万円に分けられ、算定根拠を異にして、これだけあらゆる文書に出てくるのは、ただ、補助金ありきの帳尻合わせが横行している証左です。

最終的に、工事請負契約書の工事費 7 億 1115 万円を上回る金額 9 億 2550 万円が補助対象事業費となって、市街地再開発事業等補助金交付規則で定められている補助率、事業費の 2/3 以下にもかかわらず、定められた補助率を超えて支出されてしまうという問題に行き着いてしまいます。

実際の契約額 7 億 1115 万円の 2/3 は、4 億 7410 万円であり、その差額 1 億 4290 万円の補助金はどこへ消えるのか、あぶく錢として再開発組合の不当な利益となるのではないかと疑念が残ります。

そして、市街地まちづくり推進課は、それを承知の上で業務にあたっていると疑われます。

5 関係人の陳述及び証拠の提出

令和 4 年 7 月 19 日に都市計画部関係職員から陳述を聴取した。また市長は、弁明書、証拠書類を提出した。

さらに、同日、再開発組合に対し、地方自治法第 199 条第 8 項に基づき出席を求め、事情を聴取した。

(1) 都市計画部の説明

請求人の主張に対する都市計画部の主な説明の要旨は次のとおりである。

ア 「電車通りデッキ」の西側は、民間商業施設（私有地・私有建物）であるライカ2階部分だけに接続されており、公共性乃至は公益性が担保されておらず、寄付受けは不当であるとの主張について

- ・再開発ビル内2階通路、電車通りデッキ及び駅前広場デッキ、この3つは一体的に維持管理されることで、南国センタービル前バス停、電車通り歩道、再開発ビル、ベル通り、鹿児島中央駅駅舎、駅前広場各々へ、信号や車の往来に影響を受けることなく安全かつ円滑に通行でき、市民の安全性、利便性、回遊性を向上させるものである。
- ・都市計画法第11条第1項は、市民の利便性の向上や良好な都市環境を確保するうえで必要な施設を「都市計画施設」として定めることができると規定し、同項第1号では「都市計画施設」として、道路その他の交通施設を定めることができるとある。市では、同号に基づき、平成29年9月、電車通りデッキ、2階通路及び駅前広場デッキを、「都市計画通路」として都市計画決定した。
- ・市は、令和3年4月22日、2階通路の一部について、再開発組合と協定を交わし、同組合に対し、歩行者の24時間通行を確保することを約させた。なお、同協定における再開発組合の地位は、1階から7階の区分所有者から成る鹿児島中央タワーLi-Ka1920管理組合（以下「施設管理組合」という。）が承継した。
- ・市は、建造中の電車通りデッキが完成後に、2階通路の全部について同様の協定を交わす予定である。
- ・以上から、電車通りデッキは、公共性、公益性を有するものであり、市が寄附を承諾することは、適法かつ相当である。

イ 「電車通りデッキ」の維持管理費用は、ライカ側が負担することだが、将来、所有者となる市の負担に変更される可能性があり、寄付受けは不当であるとの主張について

- ・市は、令和元年9月5日、電車通りデッキ所有の方針を決定した。
- ・市は完成した駅前広場デッキについて、令和2年10月2日に、再開発組合と駅前広場デッキの維持管理に関する協定を交わし、その後、地位を承継した施設管理組合によって、現在まで協定に基づき、エレベーターの維持管理、保守点検、電気料金の支払い等の日常の維持管理と費用負担が履行されている。電車通りデッキについても、完成後、施設管理組合との間で、同じ内容の協定を交わす予定であることから、電車通りデッキの維持管理及び費用については、一定範囲で施設管理組合が負担する見込

みである。

- ・電車通りデッキは都市計画通路の一部であり、かつ、公道上空をまたぐ形状から生じる安全性確保の必要性に鑑みると、仮に維持管理を市が負担することになったとしても、歩行者の安全性と利便性確保に資するものであることから、違法又は不当ではない。

ウ 再開発組合が、「電車通りデッキ」を市に寄付する目的は、所有者としての損害責任を市に担わせることにあり、将来、市の財政を不必要に圧迫する可能性と必然性があるため、寄付受けは不当であるとの主張について

- ・再開発組合は、電車通りデッキの所有を市に依頼する理由として「災害時の対応や長寿命化対策などに関する知識や経験が乏しく、将来にわたる市民の安全性の確保に不安がある」ことを述べていた。市が所有する旨の方針決定は、先に述べた公共性、公益性を有すること及び安全性確保の必要性に応えるものである。
- ・駅前広場デッキの維持管理及びその費用負担については一定範囲で施設管理組合からなされており、電車通りデッキについてもなされる予定であることから、市の負うべき負担は軽減される見込みである。
- ・以上から、電車通りデッキの寄附を承諾したとしても適法かつ相当である。

エ 「電車通りデッキ」に投入された一連の補助金支出の積算根拠や手続き等に、極めて強い疑念があり、これが払拭されない限り、寄付受けは不当であるとの主張について

- ・補助事業の予算は一般的に、事業者から関係事業の概算金額を取得し、補助の必要性等を市で精査の上、議会に予算案を上程するものである。
事業者の交付申請は、予算が議決された後に、当該事業の積算資料や図面等が添付された交付申請書を市に提出し、市は積算が適正であるか等の確認を行い、交付決定するものである。
電車通りデッキに対する補助金については、一連の手続が適正になされており、請求者の主張は誤った認識に基づくものである。
- ・電車通りデッキ本体工事費は、土木工事費 7 億 1,115 万円（契約額）と建築工事費約 4 億 9,100 万円（再開発組合設計額）の合計約 12 億円である。本体工事費は、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱上、全額補助対象とすることができ、その場合の補助対象経費は約 12 億円で補助金は 3 分の 2 の約 8 億円となる。
- ・市は、再開発組合の資金計画の状況や市の予算編成の方針などを踏まえ、本体工事費全額を補助対象経費とするのではなく、必要最小限の補助となるよう補助対象経費を

9億2,550万円とし、補助金を3分の2の6億1,700万円とした。

- ・請求人は、補助対象経費を土木工事費の7億1,115万円のみと誤認しているが、実際の補助対象経費は、上記のとおり、土木工事費と建築工事費の合計約12億円を基に設定した9億2,550万円であることから、補助金6億1,700万円は適正である。
- ・繰越明許予算は、国や市財政部局とも協議を行ったうえで、予算規則に基づいた手続を経て、議会に上程した。
- ・令和4年度へ繰り越した補助金は1億8,900万円で交付決定をしているが、事業完了検査において補助対象経費が2億8,350万円を下回っている場合は、変更交付の手続をとり、補助金を減額するということになる。

(2) 再開発組合の説明

令和4年7月19日に、再開発組合から聴取した内容の要旨は次のとおりである。

ア 再開発組合が再開発ビルの建設に合わせ、2つのデッキを整備することとした目的及びデッキを市に寄附することとした理由について

- ・再開発事業の計画当初から、再開発組合がデッキを整備する予定であった。組合としても、まちづくりの担い手の一員として積極的に関与したい、デッキを整備することで、交通渋滞の緩和、駅から南国センタービル方面への歩行者の利便性、車と分離して歩行できる安全性の確保など、鹿児島中央駅東口地区のまちづくりに貢献できると考えた。
- ・もともと駅前広場デッキは市の所有となっていたが、再開発組合から、電車通りデッキも市で所有してもらいたいと申し出たのは、災害等があったときに民間としてノウハウがない、長寿命化の技術も知識もないことから、行政に移管するのが一番良いと考えたからである。

イ 「電車通りデッキ」の維持管理費用は、ライカ側が負担することだが、将来、所有者となる市の負担に変更される可能性について

- ・我々としては、市の財政等を鑑みて、できるだけの負担はするとの考えである。
- ・2つのデッキの維持管理費用を負担することとしたのは、再開発ビルの施設管理と併せて実施することでコストが下がると考えたからである。また、2つのデッキの維持管理費用はL i - K a 1 9 2 0 を含めた全体の維持管理費に対し5%未満である。
- ・駅前広場デッキ及び電車通りデッキの維持管理については、施設管理組合が行い、その費用は、L i - K a 1 9 2 0 の82%の床を所有するA社が負担するという協定を、

再開発組合とA社との間で締結している。

- ・このことについては、再開発組合の地位を承継した施設管理組合の総会で報告承認されている。
- ・なお、A社は再開発ビル内において、デジタルサイネージを活用した広告事業を実施することにより、維持管理費用を捻出することとしている。
- ・電車通りデッキの維持管理費用の負担については、駅前広場デッキと同様、デッキ完成後に市と施設管理組合とで協定を締結することになると思う。

ウ 再開発ビル内2階通路の24時間利用について

- ・電車通りデッキ完成後は、令和3年4月22日に締結した「鹿児島中央タワー内の都市計画通路等に関する管理協定書」に基づき、2階通路全体について変更協定を締結することから、24時間通行は確保される。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

ア 中央町19・20番街区市街地再開発事業の経緯

平成21年 6月 4日 「中央町19・20番街区等再開発協議会」設立

平成24年 7月 6日 「中央町19・20番街区市街地再開発準備組合」設立

平成27年11月10日 市が都市計画決定

・市街地再開発事業

・高度利用地区

・都市計画通路（2号一番街通り）

平成28年 3月 7日 中央町19・20番街区市街地再開発準備組合が特定業務代行者を決定

12月20日 県が再開発組合設立（事業計画）を認可

平成29年 9月 4日 市が都市計画決定

・都市計画通路（4号鹿児島中央駅東口連絡通路）

（駅前広場デッキ・電車通りデッキ・再開発ビル内

2階通路)

10月13日 県が権利変換計画を認可
11月24日 再開発組合が既存建築物解体工事着工
平成30年 5月22日 再開発組合が再開発ビル工事着工
令和 元年 10月 15日 県が事業計画変更・権利変換計画変更を認可
令和 2年 10月 2日 駅前広場デッキ供用開始
令和 3年 1月 26日 施設管理組合設立
1月 30日 再開発ビル完成
6月 18日 再開発ビル商業施設全面開業
令和 4年 3月 22日 県が事業計画変更認可

イ 電車通りデッキ整備に関する経緯

平成28年 12月 20日 県が再開発組合設立（事業計画）を認可
・駅前広場デッキは市の所有予定
・電車通りデッキは再開発組合の所有予定
平成29年 9月 4日 市が都市計画決定
・都市計画通路（4号鹿児島中央駅東口連絡通路）
平成31年 3月 6日 再開発組合から市へ、電車通りデッキ所有の相談
同月 25日 市街地まちづくり推進課が建設局長へ相談内容等を報告
令和 元年 6月 14日 市がデッキ所有に関する他都市調査を実施
7月 30日 再開発組合より市へ、電車通りデッキの所有について文書依頼
9月 5日 市が電車通りデッキを市の所有とする方針を決定
令和 3年 8月 16日 再開発組合が電車通りデッキ工事着手

参考：駅前広場デッキについて

令和 2年 9月 23日 再開発組合から寄附の申込
同月 25日 完成
10月 2日 市が再開発組合へ寄附承諾、受入
同日 市と再開発組合が「駅前広場デッキの維持管理に関する協定」を締結

ウ 電車通りデッキに係る補助金の経緯

(ア) 令和2年度分（3年度繰越明許分）

令和2年 3月18日 令和2年度当初予算議決
令和3年 2月24日 令和2年度補正予算（繰越明許）議決
7月26日 再開発組合が市へ補助金交付申請
交付申請額 4億2,800万円
8月16日 市が再開発組合へ補助金交付決定
交付決定額 4億2,800万円
令和4年 3月23日 再開発組合の2年度補助事業完了
同日 再開発組合から市へ完了実績報告
3月24日 市が事業完了確認
同日 市が再開発組合へ補助金確定
補助金確定額 4億2,800万円
3月29日 県による完了確認
4月19日 市が再開発組合へ補助金支払

(イ) 令和3年度分（4年度繰越明許分）

令和3年 3月22日 令和3年度当初予算議決
11月12日 再開発組合が市へ補助金交付申請
交付申請額 1億8,900万円
同月24日 市が再開発組合へ補助金交付決定
交付決定額 1億8,900万円
令和4年 2月22日 令和3年度補正予算（繰越明許）議決

(2) 監査委員の判断

ア 令和4年9月完成予定の「電車通りデッキ」について、事業施行者である再開発組合から、デッキ完成後に寄附を受ける行為は、地方自治法第242条第1項に規定されている違法又は不当な財産の取得に該当するのか。

中央町19・20番街区市街地再開発事業は、前述のとおり平成27年11月に都市計画決定、平成28年12月に再開発組合の設立認可、平成29年10月に権利交換計画の認可を経て、平成30年5月に工事着工し、令和3年1月に再開発ビルが完成している。また、再開発組合は、再開発事業に併せ、駅周辺の歩行者の利便性、回遊性の向上に資する新たな歩行者ネットワークを形成することとし、鹿児島中央駅方面から再開発ビルへの動線を確保する駅前広場デッキと、南国センタービル前歩道から再開発ビルまでの動線を確保する電車通りデッキを整備することとしたことから、

鹿児島市は平成29年9月に4号鹿児島中央駅東口連絡通路を都市計画通路として都市計画決定している。このうち、駅前広場デッキは令和2年9月に完成しており、電車通りデッキは令和3年8月に着工し、令和4年9月に完成予定である。

本件請求人は、電車通りデッキは、西側が民間商業施設であるライカ2階部分だけに接続されており、ライカの施設管理者の都合により閉鎖される可能性があるなど、歩行者が當時利用できる公共性乃至は公益性が確認できないと主張するが、市は、平成29年9月、電車通りデッキ、再開発ビル内2階通路及び駅前広場デッキを一体とした延長約148m区間を「都市計画通路」として都市計画決定しており、そもそも都市計画法第11条第1項は、市民の利便性の向上や良好な都市環境を確保するうえで必要な施設を「都市計画施設」として定めることができると規定していることから、本件「都市計画通路」は法の趣旨からも、公共性及び公益性を有するものであると判断する。

電車通りデッキ完成後は、電車通りデッキ、再開発ビル内2階通路、駅前広場デッキは、歩行者動線として一体的に運用されることにより、多くの利用者が、南国センタービル前バス停、電車通り歩道、再開発ビル、ベル通り、鹿児島中央駅駅舎、駅前広場各々へ、安全かつ円滑に通行でき、市民の安全性、利便性、回遊性を向上させるものとなる。

また、令和3年4月22日に市と再開発組合は、「鹿児島中央タワー内の都市計画通路等に関する管理協定書」を締結しており、その中で、ライカの2階通路の一部について24時間通行の確保が約されており、それは施設管理組合に承継され、電車通りデッキ完成後は2階通路全体について、変更協定を交わすことが規定されている。

以上から、電車通りデッキが公共性乃至は公益性を有しておらず、また、施設管理者の都合で閉鎖されるとの請求人の主張は、合理的な根拠に欠けるものである。

次に、請求人は、再開発組合が、「電車通りデッキ」を市に寄附する目的は、所有者としての損害責任を市に担わせることにあり、将来、市の財政を不必要に圧迫する可能性と必然性があると主張するが、再開発組合が、電車通りデッキの所有を市に依頼した理由は、「災害時の対応や長寿命化対策などに関する知識や経験が乏しく、将来にわたる市民の安全性の確保に不安がある」ことで、市が寄附受けを決定したことは、デッキが有する公共性及び公益性や、利用者の利便性、安全性の確保を担保するために行政としての役割を果たすべく応えたものである。

また、公共性及び公益性を有する電車通りデッキを市の財産として適正な管理をするうえでは、修繕費、保険料、機器更新費用等の経費は必要不可欠な費用であり、その費用を負担することは所有者として当然であり、これを損失と認定すべきとは考え

ない。

また、保険加入による備えは必要であり、災害復旧や事故対応の費用を市が負担することについても、電車通りデッキが公共性及び公益性を有すること、かつ、公道上空をまたぐ形状から生じる安全性確保の必要性に鑑み、歩行者の安全性と利便性確保に資するものであることから、相当であると考え、請求人の主張は採用できない。

なお、すでに令和2年9月完成の駅前広場デッキは、当初の予定通り再開発組合から寄附の申し込みがあり、市は財産規則に則り、適正に寄附の承諾の手続を行い、市の工作物として、財産台帳に登録をしている。また、市が加入する建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険の対象物としており、これらは市の財産を適正に管理するために講じた必要な措置である。市が電車通りデッキの寄附を受け入れた場合にも、同様の手続・措置がとられるものと考える。

また、請求人は「電車通りデッキ」の維持管理費用は、ライカ側が負担することだが、将来、所有者となる市の負担に変更される可能性があると主張するが、令和元年7月の再開発組合からの文書には、電車通りデッキを市が所有する場合は、駅前広場デッキの日常維持管理は費用負担を含め再開発組合で実施する旨が記載されている。実際に市と再開発組合は、令和2年10月に「駅前広場デッキの維持管理に関する協定書」を締結し、再開発組合の地位を承継した施設管理組合によって、現在まで協定に基づき、エレベーターの維持管理、保守点検、電気料金の支払い等の日常の維持管理と費用負担が確実に履行されていることが確認できた。

市街地まちづくり推進課によると、電車通りデッキ完成後は、市は施設管理組合との間で、同じ内容の協定を交わすことであり、そうなると市の負担は軽減されることになり、また駅前広場デッキの履行実績に鑑みると、同組合が電車通りデッキの維持管理費用を負担しないと言うに足りる証拠はない。

また、再開発組合への聞き取りにおいても、「デッキの維持管理については、施設管理組合が行い、その費用は同管理組合員のA社が負担するという協定を、再開発組合とA社との間で締結しており、それは施設管理組合に承継され、また、A社の維持管理費用の財源を確保する手立ては措置されている。」とのことであった。

以上のことから、「電車通りデッキ」の維持管理費用は、将来、所有者となる市の負担に変更される可能性があるという請求人の主張は、蓋然性が低く、合理的な根拠に欠けている。

イ 電車通りデッキ整備に係る補助金は、地方自治法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するのか。

市街地まちづくり推進課によると、市の市街地再開発事業等補助金交付規則及び国の都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱により、デッキに係る補助対象事業費は地中埋設物移設等を含む電車通りデッキ整備に係る工事費の合計を計上できるが、本市では電車通りデッキ本体工事のみを補助対象としたとのことである。現在施工中の電車通りデッキ本体工事費は、土木工事費7億1,115万円と建築工事費4億9,100万円の合計約12億円の見込みであり、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱上の最大の補助対象経費は約12億円で、その場合の補助金は3分の2の約8億円となるとのことである。

また、市の市街地再開発事業等補助金交付規則には、市長は予算の範囲内において、国の都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱に定める補助対象経費の合計額の3分の2以内を補助することができると規定されている。

そこで市は、令和2年度予算編成時点において、再開発組合の資金計画の状況や市の予算編成の方針などを踏まえ、本体工事費全額を補助対象経費とするのではなく、必要最小限の補助となるよう補助対象経費を9億2,550万円、補助金を3分の2の6億1,700万円としたとのことである。

補助金6億1,700万円のうち、4億2,800万円については、市は再開発組合から令和4年3月23日付で当該部分の完了実績報告を受け、検査実施後、令和4年3月24日付で補助金確定通知書を出しており、確定済みである。

なお、市は再開発組合へ補助する金額について国からの補助を受けることから、当該相当部分については、令和4年3月29日に、国から事務委任を受けている県の完了確認も受けているところである。

また、残る補助金1億8,900万円については、現在も電車通りデッキの工事が行われていることから、完成までに、補助対象経費や補助金額が流動することがあり得るが、最終的に補助対象経費が2億8,350万円以上となった場合の補助金額は、既交付決定額の1億8,900万円とし、補助対象経費が2億8,350万円を下回った場合は、補助金額を減じることであり、このことは、一般的な補助金額の決定及び手続に倣っており、不合理な点はないと考える。

補助金に係る予算手続、交付手続、支出手続について監査を行ったが、いずれも不合理な点は無かったところであり、補助金に関する一連の手続は、市の補助金交付規則及び市街地再開発事業等補助金交付規則並びに国の都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱に基づき適正になされており、違法又は不当な公金の支出に該当するものとは言えない。

以上のことから、本件請求には理由がないと認め、主文のとおり決定する。